

會報

第592号

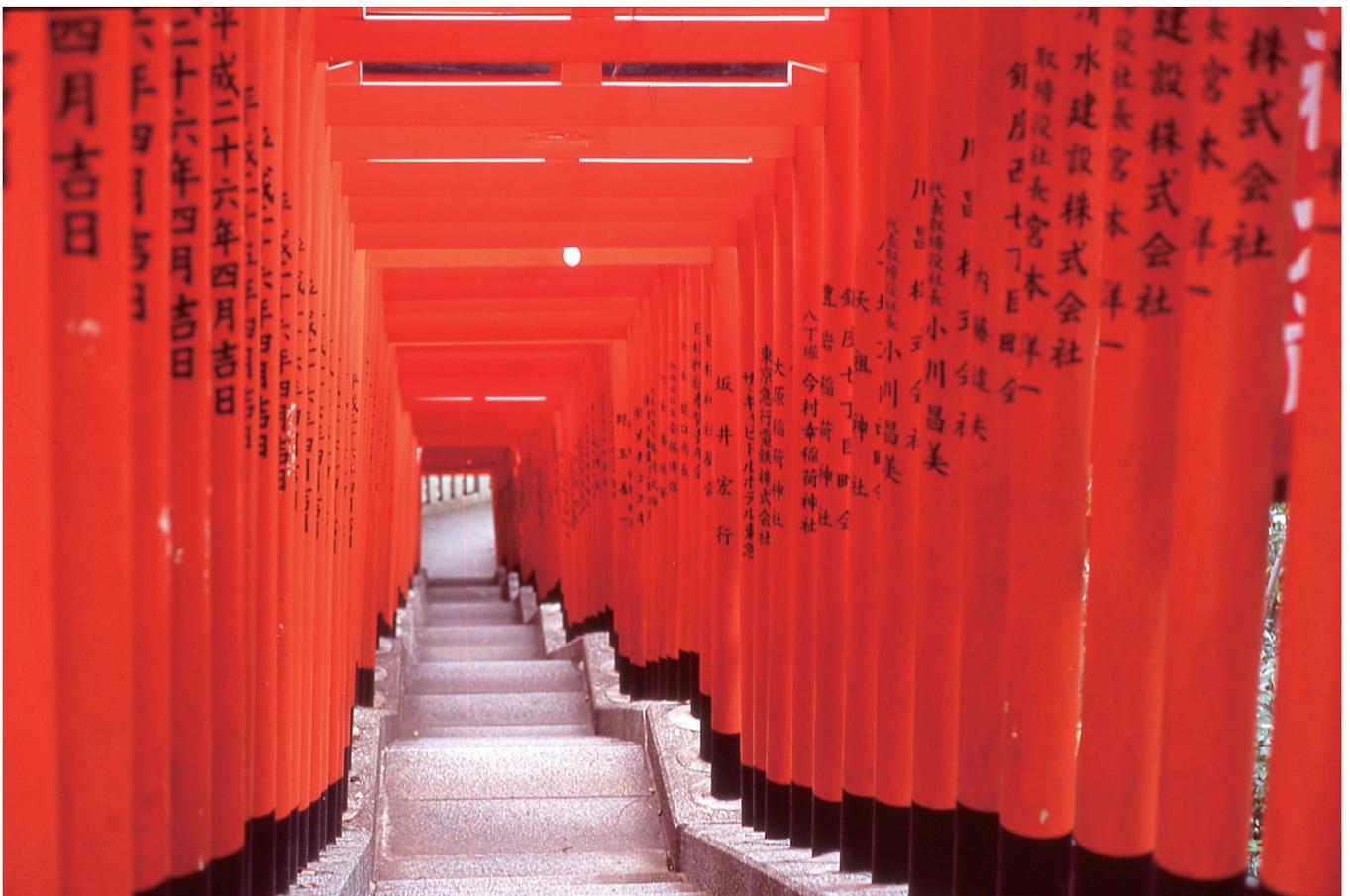
平成30年1月1日発行

一般社団法人
監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄

<https://kansakonwakai.com/index.html>

明けましておめでとうございます



撮影場所：日枝神社

「悠久の浪漫」

金子 忍

新年のご挨拶



会長 菅野 重雄

皆さま、新年明けましておめでとうございます。

昨年は、北朝鮮情勢が緊迫の度を加える中で実施された総選挙の結果、安倍政権の基盤の安定が確保されました。上場企業の業績も総じて好調を保っており、増益基調にあると言われています。その結果、欧米諸国における景気拡大とも相俟って、11月には日経平均株価が一時2万3千円台に回復を果たし、その後も2万2千円台を維持しています。しかし、アベノミクスの第三の矢とされる「成長戦略」は道半ばとの評価もあり、格差拡大等、負の側面を指摘する声も小さくありません。

監査役・取締役監査等委員・取締役監査委員・監事（以下「監査役等」と記します）の世界に目を転じれば、2015年の改正会社法施行とコーポレートガバナンス・コードの適用から2年余りが経過し、各社それぞれに新たな枠組みが定着して、安定した巡航速度での経営が展開されている中、法務省法制審議会の「会社法制（企業統治関係）部会」では「社外取締役設置の義務化」を含めた会社法再改正が議論されており、3月には中間試案が発表される見込みです。

また、ガバナンス関連に注目すれば、会計不正だけでなく、特に労働コンプライアンスや品質不祥事等が連日新聞紙面を賑わせています。

当会においても、これらのテーマが数多く取り上げられ、ガバナンスのあり方や、監査役等が現場実態に踏み込む方法論等が、盛んに議論さ

れました。

当会は今年も皆さまの課題認識を大切に、共有させていただくことを運営の基本に据えて参ります。

「一般部会」における「講演会」や「研修見学会」は、監査役等が幅広く豊かな識見を得る絶好の機会ですが、今後も創意工夫を凝らし、多彩な講師による講演や特徴ある企業等の見学を継続して、より一層ご満足いただける企画を目指して参ります。

「監査部会」は、実務に根差した議論を中心に据え、ゼミナールのような自由闊達な議論を大切にしながら、現職の皆さまの「身になる」研修・研鑽活動に注力して参ります。

特に、新任の皆さまを主対象とする「監査基礎講座」、「会計基礎講座」では、常に実務を意識した馴染みやすい講座運営と、経験の浅い方々の不安や悩みの解消に努力を重ねていきます。

その一方で、監査役等が押さえておくべきトピックについては、充実した学者・弁護士等を講師とする「監査セミナー」で、実務上の重要課題については「監査実務研究会」で、自発的な学習成果の深掘りは「スタディグループ分科会」で、各委員会の活動成果の共有等は「独立委員会セミナー」で、それぞれ活発にご議論いただきます。

加えて、「取締役職務執行確認書」、「監査役職務確認書」、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の3確認書及び「最新 監査役の実務マニュアル」の見直し改訂にも、順次着手しています。また、新たに第四の確認書としての「監査等委員（会）職務確認書」についても、多数の現職の方々にメンバーになっていただき、策定作業を進めています。

「法令改正検討委員会」も、会社法再改正に向けての動きを注視して、中間試案へのパブリックコメント応募に向けて準備を重ねております。

「生涯学習部会」や「同好会」に

おいては、写真、絵画、男声合唱、俳句、将棋、カラオケ、エッセイ、ウォーキング、楽器演奏等の領域で多彩な活動が展開されており、また新たに「江戸文化研究会」が同好会に加わって、活発な活動を行っています。

当会の特長は、監査役等の経験豊富かつ識見に優れた方々が多数会友として所属し、現職会員と分け隔てなく自発的に活動しておられるところにあります。その中で、諸活動の推進役の方々には、ボランティア・ベースでありながら、当会活動への強い思い入れを基本とし、温かい配慮と気配りによって、痒いところに手の届くサービスを提供願っています。

しかし、このユニークな研鑽・交流の活動を一層充実させ、長期的に発展させるためには、会員・会友にとって一層魅力のある活動とする日々の努力を継続し、次代を担う会員・会友の新たな血を補充し続けることが必須であり、会員・会友数の維持・増加を図るには、従来以上に積極的に当会の存在を世に知らしめる必要があると考えています。

その様な観点から、多様な施策を講じていただいている広報委員会の活動に加えて、昨年11月にホームページのリニューアルを実現しました。従来よりも親しみ易く使い勝手の良いものになったとの評価をいただいています。今後も豊富なコンテンツ掲載に取組み、3確認書や実務マニュアルの見直し改訂、「監査等委員（会）職務確認書」の策定、パブリックコメント応募と相俟って、当会の存在を広くアピールして行きたいと考えておりますので、会員・会友の皆さまには当会未加入のお知り合いに対する入会勧誘を始め、倍旧のご支援・ご協力を賜りたく、宜しくお願いいたします。

末筆となりましたが、本年の皆さまのご多幸、ご健勝と益々のご発展を祈念し、年頭のご挨拶と致します。

講師：明治大学法学部教授 柿崎 環氏

演題：米国企業統治におけるモニタリング・モデルの展開と日本法への示唆
～資本市場法的視点から～

1. 米国におけるモニタリング・モデルの展開と課題

1970年代に始まった米国における取締役会のモニタリング・モデル導入は、1960年代以前から無機能化していた取締役会を、独立取締役を中心とする監督機関に特化させ、経営者支配に対する牽制力の発揮を期待したガバナンス改革の中核的な取組みであった。もっとも、法規制上の取組みは、州会社法ではなく、ニューヨーク証券取引所（NYSE）等の自主規制機関規則に社外取締役を中心とする監査委員会の設置要求から始まっている。これには、米国特有のガバナンス規制を巡る管轄問題が色濃く反映している。米国企業のガバナンス規制に対しては州会社法が専属管轄をもつが、19世紀後半から法人税取確保のため各州会社法は規制緩和競争を繰り広げたため、経営者への監督機能を強める規定を置くことは容易でなかった一方、管轄権の抵触の懸念から連邦証券諸法にも規定できなかったため、これを補完するためNYSE等の上場規則という投資家保護のための開示規制を利用して社外取締役の導入を進めざるを得なかった。しかし、モニタリング・モデルの展開が証券市場規制の改革と連動することには必然性がある。もともと大恐慌後に制定された1934年連邦証券取引所法（34年法）の規制理念である「証券真実（truth in securities）」は、証券業者の信用に依存した大恐慌以前の証券取引を、共通の監査基準に基づく公認会計士の監査証明を制度的に要請することで、取引客体である有価証券の真実価値を明らかにさせ、その上で投資家の真摯な投資判断の集積が公正な市場の価格形成機能を実現する。34年法に基づく公認会計士による財務諸表監査の強制は、それ以前の上場契約に止まる証券取引所での監査人監査とは異なり、財務諸表の比較可能性を確保する必須条件であった。この公認会計士の独立性をガバナンス改革によって確保することは、その監査証明の信頼性を高めることに直結したが、無機能化していた取締役会自体の監督機能の強化よりも、取締役会からモニタリング機能を抽出しCEOの影響を受けない社外取締役からなる監査委員会に委譲し、監査委員会が財務コントロールの一環として監査人の選任を行うアプローチをとる方が現実的であった。

1970年代に入るとペンセントラル社の破綻を契機に、34年法により創設された証券市場監督規制機関である米国証券取引所委員会（SEC）は、1975年に自主規制機関の規則改正に関する承認権限を獲得し、自らの政策を上場規制に反映させる主導権を握り、連邦証券規制違反の企業に対して違法行為の差止を求めるインジャンクション（差止令）に付随して社外取締

役の採用を要求する法執行を行った。もっとも、監査委員会の実効性の確保には、社外取締役を採用するだけでなく、客観的な情報を社外取締役に提供する情報システムの構築が鍵となっていた。そのため1977年連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）制定による内部統制規定の連邦証券規制への導入を契機として、SECは積極的に内部統制規定に依拠して、社外取締役の採用を増加させ、情報伝達システムを企業に整備させる法執行を行ったが、これが取締役会のモニタリング機能の実質化を図る上での伏線となっている。



他方で、70年代の企業不祥事により企業の社会的責任論や連邦会社法制定の機運が高まり、ガバナンス改革を求める声は、取締役会自体の監督機能の強化に向けられ、これが1980年代の米国法律協会（ALI）のガバナンス・プロジェクトによって、取締役会のモニタリング・モデルの採用として正面から取り上げられた。もっとも、80年代はM & Aの隆盛期でもあり、企業は会社訴訟において、敵対的企業買収を巡る対抗措置の正当性や代表訴訟における訴訟委員会の判断の合理性を証明する要素として、独立取締役の数を増加させ、取締役会自体の独立性を高めていった点も見逃してはならない。しかし、経営者が広範な裁量を求める声はALIのガバナンス改革にも影響を及ぼし、1994年のALIプロジェクト最終版では、当初、会社訴訟の裁判規範の策定を企図したリステートメント化の計画は頓挫し、モニタリング・モデルに関しても、第一試案で提唱された監査委員会の全員を強行法規的に社外取締役かつ過半数を独立取締役とする勧告を除けば、当時のデラウェア州判例を追従する形に終わった。もっとも90年代に連邦規制レベルでモニタリング・モデルの実質化に向けた取組みが着実に進み、とくに1991年の連邦量刑ガイドライン改正が、組織犯罪企業に対して、コンプライアンス・プログラムの導入を量刑減輕事由としたことは、司法省やSECの法

執行において、企業に有効な内部統制システムを構築させる重要な手段となった。さらに1992年にCOSOが公表した「内部統制の統合的枠組み」は、従来、企業関係者間で未統一であった内部統制概念の要素を共通化し、法規範として機能させるための明確化に貢献し、2002年SOX法によるモニタリング・モデルの実質化に繋がる重要な足固めとなった。

SOX法制定は、連邦証券規制による上場企業に対するガバナンスの関与を正面から認めた点で、米国の企業統治の歴史上、エポック・メイキングな出来事であった。SOX法では監査委員会の全構成員を独立取締役とすることが義務付けられたが、これはモニタリング・モデルの提唱者のアイゼンバーグが当初、掲げた条件でもあった。SOX法はさらに1977年に導入された内部統制構築義務に、経営者による内部統制の有効性評価と外部監査人による内部統制監査を加え、フルセットの内部統制規制を完成させ、また、内部告発者に対する報復禁止規定を設けることで、不正リスク情報が現場から円滑に監査委員会に伝達される情報コントロールの実効性の担保を図った。さらに、2003年NYSE上場規則では、取締役会の過半数を独立取締役として要請することで取締役会自体の独立性を確保し、モニタリング機能の実質化のためリード・ディレクターやエグゼクティブ・セッションの取組みを促進している。金融危機後の2010年Dodd・Frank法では、報酬委員会の独立性を強化する一方で、内部告発者報奨金プログラムを導入し、SECに対して不正リスク情報を迅速に集約させることで、証券市場での不正リスクの顕在化を阻止し、企業の自浄能力の強化を促す規定を定めた。

このように米国における取締役会のモニタリング・モデルの進展は、現在では、その実効性を一層高めるために、適時の情報伝達システムの強化、取締役会のリスク評価機能の向上、自浄能力の強化などに対して取締役会が監督機能を発揮することを求めている。逆説的にみれば、高度に発達し時々刻々変化する現在の資本市場においては、適時性とリスク情報に重点を置いた開示を要請するため、モニタリング・モデルによる取締役会の監督機能に期待される内容が変化してきているともいえよう。

2. 日本法への示唆

(1) 平成26年会社法改正による社外取締役導入論とモニタリング・モデル

平成26年、我が国でも社外取締役の導入を推奨する方向で会社法改正がなされているが、現在の会社法では、取締役会の機能として、業務執行の意思決定を主たる機能とするマネジメント・ボードと、経営に対する監督機能を主たる機能とするモニタリング・ボードのどちらも選択可能である。しかし、マネジメント・ボードの機能を維持した取締役会のまま、社外

取締役のみにモニタリング機能を果たす役割を期待できるかは疑問である。取締役会をマネジメント・ボードとして把握する場合の監督機能とは、経営者が取締役会の意向に沿う形で経営を行っているかを監視する一種の自己監査という性質を持たざるを得ない。取締役会のモニタリング・モデルを提唱したALIプロジェクトの第1試案は、このような自己監査の弊害を避けるために、取締役会内の各種委員会に監視を委ね、このシステムの機軸に独立取締役を置くことで、取締役会の機能から、より純化した監督機能を抽出する試みともいえよう。当初のモニタリング・モデルにおいて、独立取締役に期待された役割とは、単に株主利益のみならず、企業利益と社会の利益の調和を図ることにあった点を忘れてはならない。

(2) 監査役(会)設置会社とモニタリング・モデル

監査役(会)設置会社の取締役会では、モニタリング・モデルの採用は可能か。取締役会のモニタリング機能を構成する3つのコントロール機能のうち、①効率性コントロール、②適法性コントロールは、今日では個別取引の効率性や適法性の監督ではなく、内部統制システム構築・整備に対する監督を通じて行われているが、内部統制システムの評価の重要性に関しては、監査役(会)設置会社においても異なるものではない。さらに③利益相反コントロールについては、独任制をとる監査役の方が利益相反リスクのある会社行為の承認機関としては適格であるともいえよう。監査役(会)設置会社であっても、監査役の業務・財産調査権が適切に行使され、監査役と独立取締役の有機的な連携が取締役会において確保されていれば、経営者の選任・解任を通じた取締役会の監督機能の発揮についても、それ以外の委員会型の機関構造の場合と大きな違いはない。むしろ、日本のモニタリング・モデル採用に向けた課題は、機関構造の選択の問題ではなく、社外役員が監督・監視機能を果たすため、現場が認識する企業リスクをタイムリーに提供する体制の整備であり、日本の場合、金商法や東証規則によって要請される「財務報告に係る内部統制」や「適時開示体制」の有効性も会社法上の取締役会の監督事項としてフォーカスすることが必要である。資本市場的視点からみれば、情報化社会のITの発展によりリアルタイム・ディスクロージャーが可能となりつつある昨今、適時開示体制の充実に向けて、取締役会によるリスク情報の評価が強調されている点は、米国のモニタリング・モデルの展開からの一つの重要な示唆といえよう。

(本要旨は柿崎教授からご寄稿いただきました)



講師：一橋大学法学研究科准教授 森 千香子氏

演題：ホームグロウン・テロと二つのポピュリズム ～ヨーロッパ移民・難民危機と解決の展望～



1. 問題の設定

私の専門は「国際社会学」という分野で、同じようにグローバルな国境を超えた分野を扱う「国際関係論」が国家レベルのマクロな視点であるのに対して、もう少しミクロな視点でのグローバルな問題を扱うものです。

今日はヨーロッパを中心に、移民・難民に関連する危機と、ヨーロッパ国籍を持つ移民二世によるホームグロウン・テロの危機、すなわち「共生の危機」を「ポピュリズム」という観点から考察するとともに、「グローバルな危機」に対する、ナショナルを介さない「地域・都市レベルでの動き」に注目し、問題解決の方向性を探ります。

2. 排外主義ポピュリズムの広がり背景

1) 排外主義ポピュリズムと「難民・移民問題」

2017年のヨーロッパ各国の選挙では、フランス「国民戦線」のマリーヌ・ルペンをはじめとして極右政党が大きく台頭してきました。極右といっても実態は多様で、「ネオナチ武装集団」：ギリシャ（黄金の夜明け団）ハンガリー（ヨビック）、「地域ナショナリズム」：ベルギー（新フランドル同盟）、「主権主義からのユーロ離脱」：イタリア（五つ星運動）、「富裕国経済ナショナリズム」：ドイツ（ドイツのための選択肢）フィンランド（真のフィンランド人）スウェーデン（民主党）デンマーク（国民党）など様々な性格のものが含まれます。

チェコでは東京生まれのトミオ・オカムラが「自由と直接民主主義」党首としてEU離脱と反イスラムを唱えています。そこにある共通項としては「反移民・難民」と「イスラムフォビア」（イスラム嫌悪）があり、それがナショナルな政治空間全体にも影響を及ぼしつつあります。その背景としては、トランプ支持層に関しても言われている「没落する中間層」とその「不安増大」があります。最貧困層は選挙で多くが棄権するため、中間層の不満が大きな背景となっています。

2) グローバルな難民・移民ビジネスの展開・影響

政治世界での動きの他に注目すべき重要な現象は「難民・移民ビジネス」です。それは「密航業者」などの犯罪対象となるビジネスではなく、厳しさを増している入国管理に関して「入国者の管理装置」を国家に提供するという合法的なビジネスの展開が顕著になり、影響力を増していることです。9・11以降のグローバル・セキュリティ産業の展開と、その一部門であった移民対策部門の拡大です。

国境管理（トランプの「壁」）や国内の外国人管理強化を要請する民間企業のロビー活動、公的資金を得て開発を進める軍事・セキュリティ産業などの「供給が需要を生む」構造が、各国の移民取締強化や排外主義に影響を与えています。「排外主義ビジネス」とも言われるものです。

3. 移民コミュニティと「ホームグロウン・テロ」の背景

1) 根深いセグリゲーションの実態

フランスでは国内で生まれた子供は自動的にフランス国籍を持つので移民二世はフランス人として教育を受けフランス語を話します。自由・平等の共和国であるフランスですが、根深いセグリゲーションが存在しています。

「非白人」、中でも旧植民地のアフリカ大陸出身者（イスラム教徒が多い）が郊外の辺鄙な貧困地区に集中して暮らしています。私が20年近く実態調査をしてきたパリ郊外のセヌ・サンドニ県は平均所得が全国最低で移民比率も高く、2010年調査では18歳以下の57%、新生児の64.9%が外国人の子供、2015年の調査では75%が移民一世とその子供となっています。学校に行っても白人はいない。生まれてから白人居住者を見たことがないという高校生（移民二世）もいます。

このような移民の一部地区への集中は、他地区との事実上の「隔離」となっているのです。

2) 移民集住地域の特徴

移民の住居は「社会住宅」（公営住宅）の団地に集中しており、そこでは失業、福祉受給、犯罪、無学歴者、片親世帯などの比率が高く、27%（全国平均の3倍強）が貧困ライン以下の収入しかなく、失業率は地方平均の2倍、大家族世帯（子供4人以上）は3割（地方平均の15倍近い）というような格差があります。

公共サービスの不平等は「陸の孤島」「学校のアパートヘイト」「医療の砂漠化」「フランスの流刑地」などと言われる状態です。最近マクロン大統領が改善策を提案しているので、期待したいところですが。

3) 警察との衝突、警察による暴力

唯一充実している公共サービスが警察ですが、1980年代以降、地元の若者と警察の衝突が続発し、2015年テロ事件以降の非常事態令のもとで事態はより深刻化しています。例えば2017年2月にはオルネーで男性容疑者への警察の性的暴行事件が発生し暴動に発展しています。

4) 世代交代後も消えぬ差別

世代交代が進めば問題は正常化されるという期待もありましたが、2015年のOECD加盟34カ国の移民統合調査でも、フランスの移民就業率は57%でドイツ(69%)やイギリス(68%)のみならず新興移民国のイタリア(59.5%)よりも低く、フランスを下回るのはスペイン、ベルギー、ギリシャのみ。貧困層割合も30%を超えており、「移民・非移民経済格差」はOECD加盟国最大となっている状況です。

5) 移民二世の被差別意識強化

移民二世はフランスで生まれ育ち、教育を受けてフランス語を話すなど文化的同化は進んだのですが、自由・平等の国家理想と、自分たちの置かれた厳然たる格差という現実との落差を不当だと強く感じています。一世より二世の方がギャップへの不満感が大きいのです。近年のテロ事件勃発以降のイスラム教徒への反感から、テロと無関係のイスラム教徒までもが常に積明を余儀なくされ、孤立を深めるという「集団懲罰」的な環境に置かれています。

6) もう一つのポピュリズム?

一方でイスラム側での政治運動に関しても、排外主義の高まりと移民差別の悪化によって、イスラム系「ポピュリズム」(西洋が悪い)に一定の「正当性」を与えてしまうという悪循環が発生しています。

4. 移民・難民危機の都市へのインパクトと解決の模索

1) パリ市の事例

(a) 「移民・難民キャンプ」出現の背景とプロセス

フランスの難民は当初はイギリスを目指していましたが、イギリスへのルートである北部カレーの難民キャンプ「ジャングル」が2016年に解体されてからはパリ首都圏に集まってきました。アフガニスタン、シリア、エストリア、スーダン出身者、男性単身者が多く、ホームレス化して移民・難民キャンプが形成されスラム化し、それがパリ市内北東部の一部地域に集中するようになったのです。ドイツに比べると4~5万人と数は限定的ですが、集中化により諸問題が堆積し、ヴェジビリティも高くなりました。集中地区はもとも市内で最も低所得、高移民比率の場所で難民支援組織の窓口や、炊き出し活動などの支援リソースがあった場所ですが、難民キャンプ発生により、ローカル・コミュニティへの様々な影響、都市景観の問題などに関連して、商店、住民、NGOなどから治安、衛生、

経済、人権問題などが指摘されるたびに警察の介入で解体され、また場所を変えて形成されるという、繰り返される問題化現象が起きています。

(b) 市の動きとナショナルレベルへの働きかけ

パリ市は「避難都市」宣言を行い2016年に「入国者受け入れセンター」を設置します。同様のセンターはすでに存在(北部グランドサント)しましたが国が動く前の自治体による設置は初めてのものであり、国は後を受けて動き出しました。

市は、難民統合政策の実施、受け入れ宿泊施設増設、予算3割増額などの政策提言を2017年7月に記者会見で行い、同時に議員への働きかけを開始しました。その後政府は2019年までに7500人分の申請者施設、5000人の難民用住居、統合への努力などの案を発表しましたが、政治難民と経済移民とを区別し、後者については対象外としています。その結果、現場での混乱はむしろ助長される結果となりました。

2) 国レベルの政策に抗する都市の動き、その関係性

国レベルの移民政策と、現場の都市との、両者の関係性には緊張感が内在しています。聖域都市(サンクチュアリ)の国家に対する抵抗という構図です。例えばニューヨーク市では、トランプ後の動きとして、滞在許可のない人へのIDカード(IDNYC)を独自に発行、そして市内にはサンクチュアリ・レストランや、難民ウエルカムサインのポスターがあちこちに見られます。1月のムスリム・バンの後、こうした運動や移民女性運動へのサポートなどが起きています。

3) 国境を超えた都市の連携の動き

昨秋のニューヨーク、パリ、ロンドン市長の共同声明のようにこうした動きは国境を超えた連携を見せています。

「恐怖なき都市(Fearless Cities)」国際サミットにより、内向きな国家に対抗する「国際的な都市同盟」の模索が始まりました。1つの自治体レベルでは国の圧力に屈しても、国内外の都市・自治体と連携すれば、力関係を有利に出来るという発想です。

難民受け入れの実践、排外主義対策など個別テーマごとに連携を図り、問題解決を目指すものです。

5. 終わりに

「ポピュリズム」の背景には、見てきたように様々なアクターの極めて複雑な利害関係があります。それを調整しながら、排他的感情をできる限り抑止し、共生を実現するには何をすべきなのでしょう。

グローバル、ナショナル(国レベル)に加えて、都市・地域という視点が重要です。グローバル、ナショナルから一方的に影響を受けるだけでなく、都市(ローカル)の方からグローバル、ナショナルに対して影響を及ぼすことへの可能性に注目したいと思います。

(文責 城戸崎 雅崇)

最高裁判所

直前に実施された衆議院議員選挙と同時に行われた「最高裁判所裁判官の国民審査（7名）」等で皆さんの司法に対する関心の高まりもあったせいも、募集開始初日に定員50名に達したため受け入れ枠を拡大していただき76名が参加できることとなった。

最高裁の庁舎は、周囲を色濃い緑が取り囲んだ静かな雰囲気の中に、真っ白い姿で立っている。皇居の桜田濠沿いに面した正門から入場して、石畳の広場のようなアプローチを進み正面玄関へ。そこでまず集合写真撮影してから最高裁庁舎の「講堂」に案内された。

【裁判および最高裁判所について】

最初にビデオが上映され、刑事裁判を例にして裁判の仕組みや手続きについて説明がなされた。また、平成21年5月に始まった裁判員制度（20歳以上の国民から選ばれた裁判員が裁判官と共に合議体を作り、殺人事件等刑の重い一定の事件を対象に裁判を行う）や、裁判の種類や裁判所制度等についての説明もあった。

ここ最高裁判所は憲法によって設置された司法権の最高機関で、高等裁判所の裁判に対する不服申し立てを取り扱う最終裁判所である。15人の裁判官（長官と14人の判事）で構成されており、全員で構成する大法廷と5人ずつそれぞれ担当する三つの小法廷とにおいて裁判が行われている。

最高裁では年間約12000件の事件が受け付けられており、そのほとんどは各担当の小法廷で裁判がなされて終わりになる。

大法廷で取り扱うのは、憲法問題について新判断を要する件や以前最高裁が出した判例を変更する等特に大きな事件であり、年に5件程度と少ない。

最高裁には、直接裁判に係わる調査官や書記官のほかに、全国の裁判所の運営等を行なう司法行政部門関係者を含め約900人が所属している。

最高裁判所は昭和22年に憲法の施行とともに誕生し、当初は旧大審院の建物（千代田区霞が関）を利用していたが、昭和49年に37000㎡の敷地の中に現在の庁舎が完成した。

庁舎は自然の素材を生かして「最高裁の品位と重厚さ」を表現するコンセプトの下で、外壁等に茨城県稲田産の白い岩肌の花崗岩（御影石）を使用しており、建物全体で約1万トン使用している。

【最高裁判所庁舎内見学】

《大ホール》

庁舎正面玄関の階段を上った先にホールがある。正門からの石畳のアプローチの延長として設計されており、幅が18m、奥行き約50mの広場の様であり、半円形のアーチを描いた天井は雲をイメージしているとのこと。またホール一番奥には、森の木の幹を模したレリーフが据えられており、ガラス製のスカイライトからは木洩れ日のような光が入ってくるように設計されている。

ホールには、竣工年が刻まれた定礎石が中央部に埋め込まれており、また両サイドには2つのブロンズ像が置かれている。

正面右側は、ギリシャ神話の法の女神「テミス」をモチーフとした「正義」像の作品である。左手の天秤は「公平・平等」を、右手の剣は「公平な裁判によって正義を実現するという強い意志」を表しているとのこと。このテミス像は顔に目隠しをしていないのが特徴とのこと。左側には「椿咲く丘」という、ベンチに仲良く座っている男の子と女の子のブロンズ像が置かれている。

《大法廷》

床面積が574㎡あり、日本の裁判所で最大の法廷である。ほかの裁判所と大きく異なる特徴は、「座席の配置」にある。

最高裁は高等裁判所がした判決等の法解釈を主張するのが主体なので、改めて証人や被告人から話を聞くことはしない。従って証言台や被告人席がなくいずれの裁判関係者（当事者）も裁判官のほうを向いて着席する形になっている。

正面の一段高い位置に15人の裁判官席が扇形に配置されている。その手前に書記官席、両脇に事務官席がある。

さらに裁判関係者（当事者）席が裁判官席に向かって20席が2列に配列されている。また傍聴人席が166席、その両側に記者席が42席ある。なお、小法廷も同様の席配列となっているとのこと。

大法廷は「空間の造り」に特徴があり、法廷中央部天井にある14m径の吹き抜けを透して、自然の光が大法廷中央にふんだんにさし込むようになっている。この吹き抜けは二重のガラス天井となっており、最上部は地上から52mの高さで、庁舎の一番高い所になっている。照明を消しても、自然の光だけで明るさを保っていることを体験すると共に重厚かつ重々しい雰囲気を感ずることができた。

ほかの特徴としては、内壁に建物外壁と同様に花崗岩を用いていることであるが、音が響きやすいので、一定の法則で石の間に隙間を設けて吸音させている。

また、法廷の前と後に西陣織の大きなタペストリーが2枚ずつ掛けられており、正面は太陽（動きや活気）を、背面は月（静けさや冷静さ）を表現していると共に吸音効果も兼ねているとのこと。

最後に菅野会長よりお礼の挨拶があり、自由解散とした。当会メンバーの関心の度合いが高く、施設見学としては近來まれにみる多数の方々に参加いただきました。

敷居が高い印象が強かった最高裁判所の厳粛な空間を体験でき、最高裁で取り扱う事件の多さと逆に極端に少ない大法廷での裁判に驚く等、皆さん色々と勉強になったと大変好評でした。

対応いただいた広報の担当の方には丁寧なご説明をいただき、かつ貴重な体験をさせていただき大変有難うございました。また本見学会実施に当たり御協力いただいた方々に感謝申し上げます。

(鎌田 建次)



楽友会

「三井記念病院ボランティアコンサート」出演

前年に引き続き、11月18日(土)13時から「三井記念病院ボランティアコンサート」に出演しました。今回はお茶の水女子大学附属高校の同窓生で歌っている女声合唱団「作楽会(さくらかい)」とのジョイントコンサートということで、楽友会会員は熱のこもった合唱を披露しました。持ち時間は、

最初の25分を会友の平眞彌氏指揮で「楽友会」の男声合唱、後半25分を「作楽会」の女声合唱、最後に混声合唱で「ふるさとの四季」、「今日のひととき」を歌いました。男声合唱は「Amazing Grace」など英語の歌3曲、日本語の歌7曲(「帰れソレントへ」、「ずいずいずっころばし」、「君といつまでも」他4曲)を歌いましたが、「君といつまでも」ではベースのOさんが台詞を入れて熱唱しました。最後にプログラムには入っていませんでしたが、團伊玖磨作曲「花の街」を歌いました。團伊玖磨氏は三井財閥を作るのに貢献した団琢磨氏の孫にあたり、団琢磨氏は三井記念病院を作った三井八右衛門高棟の番頭役でもありました。平均年齢75歳の楽友会会員にとって、混声合唱は初めての経験。相手の合唱団もそんなに若くはありませんが、女性ということで少し緊張して歌いました。総勢50名の混声合唱は迫力があり、なかなかのものでした。

楽友会 運営委員長 川村知重



「女声合唱団、作楽会(さくらかい)」
左側と熱唱する楽友会

第231回ゴルフ会

11月22日(水)小田急藤沢ゴルフクラブにて第231回ゴルフ会が開催されました。

薄曇り微風、11月にしては寒すぎるコンディションでしたが、10名(初参加2名)の方が参加され熱戦を繰り上げました。結果は次の通りです。(新ペリア方式)

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HC	NET
優勝	星 一雄	48	50	98	25.2	72.8
準優勝	関根 紳仁	48	47	95	20.4	74.6
3位	木本 洋一	52	57	109	33.6	75.4

平坦でコースコンディションもよく、キャディーも気が利いて皆さん満足でしたが、プレー後のパーティーでは参加人数の減少を惜しむ声が多く上がりました。腕に覚えのある方や老後スポーツを楽しもうという人が多くいらっしゃるはずであり、監査懇話会ゴルフの良さをもっとアピールすべきではないかという意見で一致しました。今回は来年5月頃とし、スケジュールが決まり次第早めにご案内します。皆様のご参加をお待ちしております。

棋友会

秋季大会は8月～11月の例会での成績を総合して争います。

11月例会で以下の通り、結果が出ました。

秋季大会

会場：東京六甲クラブ

優勝 中里 哲夫
2位 浅香 幸雄
3位 下村 勝利

事務局通信



◆行事報告

第147回理事会

11月16日(木)10:00～12:00 文京区民センター 15

会報委員会

編集

11月8日(水)10:00～12:00 事務局 6

校正

11月20日(月)10:00～12:00 事務局 6

広報委員会

11月8日(水)14:00～17:00 事務局 8

ホームページ再構築プロジェクト

11月16日(木)13:00～14:30 事務局 5

11月21日(火)10:00～12:00 事務局 5

◇一般部会

第538回研修見学会

11月2日(木)14:00～16:00 最高裁判所 76

第742回講演会

11月24日(金)14:00～16:00 日比谷図書文化館 84
(他定期:1名)

講師 一橋大学法学研究科 准教授 森 千香子氏

演題 ホームグローウン・テロと二つのポピュリズム
～ヨーロッパ移民・難民危機と解決の展望～

第231回ゴルフ会

11月22日(水)9:41～ 小田急藤沢ゴルフクラブ 10

◇監査部会

第302回監査セミナー

11月10日(金)14:30～17:00 文京区民センター 49
(他体験:1名、特別:3名)

講師 明治大学法学部 教授 柿崎 環氏

テーマ 米国型企業統治におけるモニタリング・モデル
の展開と日本法への示唆
～資本市場法的視点から～

第5回監査基礎講座

11月15日(水)14:00～17:00 文京区民センター 28

講師 シンバイオ製薬(株)常勤監査役 渡部 潔氏

テーマ 監査役と内部統制システム

第3回会計基礎講座

11月6日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 20

講師 元(株)総合車両製作所 常勤監査役 坂本正嗣氏

テーマ 決算と法規制
～会社法における会計規定を中心にして～

第210回特別監査実務研究会

11月27日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 45

問題提起者 元日本オキシラン(株)常勤監査役板垣隆夫氏

コーディネータ 元(株)トライアイズ常勤監査役 古川孝宏氏

テーマ フタバ産業事件の教訓～言う気は勇氣～

第62回スタディグループ分科会

11月9日(木)14:30～17:00 文京シビックセンター 33

発表者 東京電力パワーグリッド(株)常勤監査役
松下洋二氏

王子ネピア(株)常勤監査役 村田耕治氏

日本鑄造(株)常勤監査役 阿部俊彦氏

東洋ビジネスエンジニアリング(株)取締役・監査

等委員 内田直康氏

テーマ 監査役とコーポレートガバナンス
～機能発揮事例調査～

第61回独立委員会セミナー

11月14日(火)14:30～17:00 文京シビックセンター 48

発表者 (株)システムインテグレート監査役 眞田宗興氏

テーマ 内部監査部門との連携とは何か～事件簿に学ぶ

監査等委員(会)職務確認書委員会

11月13日(月)13:30～17:00 事務局 7

取締役職務執行確認書委員会

11月22日(水)14:00～17:00 事務局 5

11月29日(水)14:00～17:00 昭和リース会議室 5

監査役職務確認書委員会

11月29日(水)13:30～17:00 文京区民センター 5

◇生涯学習部会

写友会 例会

11月13日(月)13:30～17:00 文京区民センター 16

画友会 例会

11月4日(土)13:30～16:30 シビックアトリエ 13

句遊会 例会

11月1日(水)14:00～16:00 菱友会会議室 10

楽友会 例会

11月16日(木)14:00～17:00 浅草教会 22

11月18日(土)10:00～12:00 浅草教会 23

11月30日(木)14:00～17:00 浅草教会 18

棋友会 例会

11月28日(火)13:00～17:00 東京六甲クラブ 11

◇同好会

声友会

11月14日(火)13:00～16:00 (銀座)505 10

エッセイクラブ

11月21日(火)13:00～16:30 菱友会会議室 13

楽器演奏同好会

11月25日(土)13:30～17:00 横浜練習会場 8

ウォーキング同好会

11月11日(土)9:30～13:30 JR上尾駅～平塚公園 16

江戸文化研究会

11月25日(土)15:00～16:30 アカデミー文京 22

◆会員・会友異動

(新入会員)

○武藤 章 アサヒグループホールディングス(株)常勤監査役／紹介:山口利昭氏

(退会会員)

○安西達也 (株)東洋経済新報社 常勤監査役

会 員	会 友	計
186	143	329

H29.11月末現在

編集後記

☆トランプのアメリカ、北朝鮮情勢、ヨーロッパのポピュリズムの動向～今年も昨年来の世界的課題が日本にも大きな影響を与えそうです。☆講演会では森千香子准教授が、ヨーロッパでは難民・移民に対する排外主義の危機、移民二世によるテロ即ち共生の危機、という二つの危機が混在すると説き、国家よりも都市レベルの対策に解決の糸口が見いだせないか、と話されました。☆監査セミナーでは柿崎環教授が、米国企業統治におけるモニタリングモデルの展開とそれを日本でどう生かすかを話されました。☆研修見学会は幹事の活躍で76名という大人数で最高裁の隅々まで見ることができ、テミス神の像に改めて最高裁の役割に思いを馳せました。☆742回の講演会では森准教授から「継続こそ力」とおほめいただいたが、研修見学会も500回台、監査セミナーも300回台で、今年も各運営委員が様々に想を練っています。皆様の力添えと積極的な参加を願っています。会報も592号です。毎号カラー頁が実現しています。(清水 光雄)



句遊会

十一月詠草

兼題…干し柿、酉の市、当季雑詠

夕日なか甘さだんだん吊し柿

安井 正浩

干柿や真白き壁に夕日落つ

生江沢五風

柿すだれ長寿の村の陽の光

佐藤 政百

干し柿や宅配便の来る峠

大仲 正敏

深川の不動も見たし酉の市

小野 信

景気よき顔のそろひて熊手挙げ

宮川 至剛

干柿やまたひととせと村の人

六川 里風

むかご飯妻の学びし里の味

中山 知祐

灰色の空より肩に雪蛍

石原 克己

秋の雨することもなし庭ながむ

川田 勝美

月天心空港バスに客二人

城戸崎雅崇

茶の花や不足言ふまじこれからは

清家 静楓

岩削る水の黒部の初紅葉

森 邦彦

秋灯やこれが最後の同期会

眞田 宗興

画友会



「ワシントンの秋」 鈴木 彬

2016年11月下旬20年振りにアメリカのワシントンを訪れました。ポトマック河畔には日本が贈った桜が見事な並木になっていて、この紅葉も素晴らしい、少し赤味が増した頃を想定して描きました。